

令和5年9月

貨物自動車運送事業者 各位

公益社団法人全日本トラック協会

標準的な運賃の告示改正に向けた書面調査へのご協力のお願い

平素は、当協会の業務運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成30年に改正された貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律により、「標準的な運賃の告示制度」は「平成36年(令和6年)3月31日までの間」とされていたところ、本年6月に成立した貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律において、「当分の間」の措置とされました。

また、本年6月に閣議決定された「物流革新に向けた政策パッケージ」において、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主企業等に適正に転嫁できるよう、今年中に「標準的な運賃」について所要の見直しを図るとされたところです。

現在、国土交通省では、改正法及び物流革新に向けた政策パッケージの趣旨を踏まえつつ、当該標準的な運賃の告示改正に向けた作業を進めているところですが、能率的な経営のもとにおける適正な原価の算出に当たって、各種データの集約が必要となります。

本調査については、既に所属の都道府県トラック協会から調査協力をお願いしているところですが、貴社におかれましては、改めて、本趣旨をご理解頂き、書面調査にご協力下さるようお願い申し上げます。

■回答にあたって

1. 個々の回答内容は、秘密を厳守するとともに、調査の目的以外に利用いたしません。
2. ご記入された調査票は、10月2日(月)までに同封の返信用封筒にてご返送ください。
3. ご回答にあたってご不明な点がございましたら、恐れ入りますが下記までご連絡ください。

本調査の設問・回答方法等に関するお問い合わせ

調査委託会社 日本PMIコンサルティング株式会社

調査専用電話：090-4660-1516 または 03-6273-1480 (直通) (平日 10:00 ~ 17:00)

本調査の趣旨に関するお問い合わせ

(公社) 全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037 (ダイヤルイン) (平日 10:00 ~ 17:00)